

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第 89 号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

諸般の状況により、次のとおり、現在実施している高等学校及び幼稚園の校長、園長、教頭等その他管理又は監督の地位にある教職員の給料の額の特例措置の期間を延長することとしました。

| 改正前 | 改正後 |
|--------------|--------------|
| 平成23年3月31日まで | 平成24年3月31日まで |

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 89 号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)